えびの市男女共同参画推進条例

一人ひとりの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会をめざして



少子高齢化が進み、家族形態もさまざまになり、地域 社会も変わっていく中で、誰もが心豊かに生きがいを持って暮らせるためには、男女共同参画社会の実現が必要 です。

えびの市では、これまで、平成16年7月に「えびの市男女共同参画プラン」を策定するなどし、男女共同参画の推進に取り組んできましたが、いまだに「男は仕事、女は家庭」「男は主役、女は脇役」などの固定的な性別役割分担意識や、それに基づく旧来の制度や慣行が根深く存在しています。プラン策定時のアンケートによると、性別などによりやりたいことができなかったり、特定の

役割や仕事が偏っていたり、差別・格差や暴力などの人権侵害などを受けたりという 状態が見られ、半数以上の人が不平等感を感じていました。

えびの市は、これらの課題を解決し、市民、事業者及び教育に携わる者が連携して、 男女共同参画の推進に積極的に取り組むために、「えびの市男女共同参画推進条例」 を制定しました。

※「男女共同参画社会」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、共に責任を担うべき社会のことをいいます。

①人権の尊重

すべての人の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会を確保されることなど、すべての人の人権が尊重されなければなりません。

②社会における制度又は慣行について の配慮

すべての人が、社会活動の自由な選択ができるように、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行のあり方を見直していきましょう。

③政策等の立案と決定への参画

すべての人が社会の対等な一員として、 市の政策や事業の方針決定等に参画する機会をつくっていくことが求められます。

④男女共<mark>同参画に関する教育・</mark>学習の 配慮

すべての人が、学校・職場・地域・家庭・ その他社会のあらゆる分野で、男女共同 参画について学べる機会をつくるよう にしましょう。

⑤性と生殖に関する権利及びそれに 基づく健康への配慮

妊娠や出産、性と生殖に関することに自らの意思が尊重されることは人権尊重の一つです。そのうえで、すべての人が身体的特徴について理解を深め、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにしましょう。

⑥国際社会の動向を踏まえた対応

本市の国際化を考慮し、また国際社会の取組と歩調を合わせて男女共同参画を推進しましょう。

それぞれの責務(役割)を定めました。

(第4条~第7条)

市が取り組むこと(第4条)

- ●男女共同参画を推進する施策を総合的・計画的に実施します。
- ●市民、事業者、教育に携わる方等と連携していきます。
- ●広く表示される情報について、性別による役割分担や男女間の暴力的行為を助長・ 連想させる表現や不必要な表現を用いません。
- ●施策の実施状況を、毎年度公表します。

市民の皆さんに取り組んでいただきたいこと(第5条)

- ●学校・職場・地域・家庭などあらゆる分野で、男女共同参画の推進に努めましょう。
- ●市が行う男女共同参画の推進のための取組に、協力をしましょう。

事業者の皆さんに取り組んでいただきたいこと(第6条)

- ●男女共同参画の理解を深め、事業活動において、積極的に男女共同参画の推進をしましょう。
- ●市が行う男女共同参画の推進のための取組に、協力をしましょう。
- ●雇用する人に、性別による差別的取扱いを行わず、雇用上の均等な機会・待遇を確保しましょう。
- ●雇用する人が、仕事と家庭生活を両立できるような職場環境をつくりましょう。

教育に携わる皆さんに取り組んでいただきたいこと(第7条)

- ●男女共同参画の理解を深め、男女共同参画に配慮した教育を行っていきましょう。
- ●市が行う男女共同参画の推進のための取組に、協力をしましょう。

性別による権利侵害の行為を禁止しました

(第8条)

学校・職場・地域・家庭などあらゆる分野において次の行為を禁止します。

性別による差別的行為セクシュアルバラスメント

男女闘の暴力的行為



「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることです。

- ●基本計画を策定します。
- ●情報の収集や調査研究をします。
- ●政策の立案及び決定に男女が共同して参画する機会を確保するために、 各種委員を選出するときには、積極的改善措置を講じ男女の均衡を図る ように努めます。
- ●学校教育・社会教育などの教育の分野において、男女共同 参画の視点に基づく教育、学習の充実に努めます。
- ●市民の皆さんの理解を深めるための広報活動を行います。
- ●市民・事業者・教育に携わる方が行う推進活動を支援する ため、情報の提供などを行います。



●性別による差別的行為、男女間の暴力行為(精神的苦痛を含む)、セクシュアルハラスメント行為について、市民の皆さんから相談があったときは、市の各種相談窓口や県等の関係機関と連携して対応にあたります。その他、市が実施する施策について苦情や意見があったときは、必要に応じ男女共同参画推進審議会の意見を聴くなどして、適切な対応に努めます。

男女共同参画推進審議会を設置します。

(第16条~第21条)

幅広い視点からの意見や専門的意見を市の施策に反映させるため、附属機関として「えびの市男女共同参画推進審議会」を設置します。

(平成21年12月17日えびの市条例第35号)

改正 平成24年2月13日条例第1号 平成26年12月16日条例第28号

目次

- 第1章 総則(第1条-第8条)
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条-第15条)
- 第3章 えびの市男女共同参画推進審議会(第16条-第21条)
- 第4章 雑則(第22条)

附則

すべての人が、その人権を尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、すべての人が、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会である。本市においては、これまで国際社会や国内・県の動向を踏まえ、人権の確立に向けた男女平等の推進など様々な取組をしてきた。しかし、いまだに固定的な性別役割分担意識や、それに基づく旧来の制度や慣行が根深く存在している。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化、国内経済活動の成熟化等、社会経済情勢の急速な変化に対応していく中で、住みよいまちえびのを築いていくためにも、男女共同参画社会の実現が重要な課題である。

ここに、私たちえびの市民は、事業者及び教育に携わる者と連携して、男女共同参画の推進に積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に 携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項 を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。 (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 性別にかかわりなく、すべての人(以下「すべての人」という。)が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって学校、職場、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が平等に確保されることにより、すべての人が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
 - (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
 - (3) 市民 市内に居住し、又は滞在する者をいう。
 - (4) 事業者 市内において事業を行うすべての個人及び法人をいう。
 - (5) 教育に携わる者 市内における社会のあらゆる分野において教育活動を行う者をいう。 (基本理念)
- 第3条 男女共同参画の推進は、すべての人の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による 差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること等、すべての人 の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行が、 すべての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮され なければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、すべての人が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定等に参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、社会のあらゆる分野において、教育及び学習の機会が確保されることを旨として行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に当たっては、すべての人が、それぞれの性に関する身体的特徴について の理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上 で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に当たっては、国際理解及び国際協力の理念の下に行われるよう配慮され なければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、男女共同参画の推進について、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。) に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置も含む。以下同じ。) を総合的かつ計画的に実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画の推進について、市民、事業者、教育に携わる者(以下「市民等」という。) 及び国並びに他の地方公共団体との連携に努めなければならない。
- 3 市は、公衆に表示する情報において、男女共同参画の推進を阻害するおそれのある表現を用い ないようにしなければならない。
- 4 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、毎年度、公表しなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (事業者の責務)
- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その雇用する者について、性別による差別的取扱いを行わず、雇用上の均等な機会 及び待遇を確保するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その雇用する者が職業生活における活動及び家庭生活における活動とを両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

- 第7条 教育に携わる者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めなければならない。
- 2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い。
- (2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。)
- (3) 男女間における暴力その他の身体的又は精神的な苦痛を与える行為 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画の推進に関して、総合的かつ計画的に施策を実施するための基本的 な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、第16条に規定するえびの市男女共同参画推進審議会 に諮問しなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(情報収集及び調査研究)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(政策の立案及び決定への参画)

- 第11条 市は、政策の立案及び決定の過程におけるすべての人の参画を促進するため、積極的改善措置を講じるよう努めるものとする。
- 2 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合には、男女の数の均衡に配慮するよう努めるものとする。

(教育及び学習の充実)

第12条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の視点に基づく 教育及び学習の充実に努めるものとする。

(広報活動)

第13条 市は、男女共同参画の推進について、市民等の理解を深めるため、必要な広報活動を行 うものとする。

(市民等への支援)

第14条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その 他必要な措置を講じるものとする。

(相談及び苦情の処理等)

- 第15条 市長は、第8条各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為に係る事 案について、市民等からの相談があった場合は、必要に応じて国、県その他の関係機関と連携を 図り、適切に処理するものとする。
- 2 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市民等から苦情の申出があった場合は、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 市長は、前項の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、次条に規定するえびの市男 女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

第3章 えびの市男女共同参画推進審議会

(設置等)

- 第16条 市は、男女共同参画の推進に関する重要な事項を調査審議するため、えびの市男女共同 参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じて、基本計画の策定及び改定等、男女共同参画の推進に関する施策、その他の重要事項を調査審議し、市長に答申すること。
- (2) 必要に応じ、男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項について、調査審議し、市長に意見を述べること。

(組織)

- 第17条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公募による者
 - (3) その他市長が適当と認めた者

(任期)

- 第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長等)
- 第19条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第20条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

第4章 雜則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されているえびの市男女共同参画プランは、第9条第1項の規 定により策定された基本計画とみなす。

附 則(平成24年2月13日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(えびの市男女共同参画推進条例の一部改正)

- 3 えびの市男女共同参画推進条例(平成21年えびの市条例第35号)の一部を次のように改正 する。
 - 第21条中「企画課」を「市民協働課」に改める。

附 則(平成26年12月16日条例第28号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。 (えびの市男女共同参画推進条例の一部改正)
- 3 えびの市男女共同参画推進条例(平成21年えびの市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第21条中「市民協働課」を「総務課」に改める。

えびの市男女共同参画推進条例のしくみ

前文

目 的 (第1条)

定 義 (第2条) 基本理念(第3条)

- 1. すべての人の人権の尊重
- 2. 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3. 政策等の立案及び決定への参画
- 4. 男女共同参画に関する教育・学習の配慮
- 5. 性と生殖に関する権利及びそれに基づく健康への配慮
- 6. 国際社会の動向を踏まえた対応

市の 責務 (第4条) 市民の 責務

(第5条)

事業者の

責務 (第6条) 教育に携わる者

の責務

(第7条)

性別による権利侵害の行為の禁止(第8条)

Ζ

市の基本的施策 (第9条~第15条) 審議会の設置 (第16条~第21条)

雑則 (第22条)

男女共同参画社会の実現

えびの市総務課

〒889-4292 えびの市大字栗下 1292 番地 電話 0984(35)1111 Fax 0984(35)0401

市ホームページ http://www.city.ebino.lg.jp/